

神奈川県高等学校奨学金の概要

1 貸付対象

保護者の年収が約910万円未満※で、ア・イのいずれかに該当する方

ア 県内に在住し、県内の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部）に在学する生徒

イ 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する生徒

※ 保護者の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が507,000円未満

2 貸付内容

(1) 貸付月額 国公立 1万円、2万円または3万円（いずれか選択）
(新入生) 私立 1万円、2万円、3万円、4万円または5万円（いずれか選択）
※ 2年生以上は上限額が1万円下がりますが、申請（要件あり）により1万円を加算し、新入生の時と同額の貸付を受けることができます。

(2) 貸付期間 4月から翌年3月までの1年間（予約採用・定期採用の場合）

(3) 貸付方法 7月下旬（4月分～9月分）、10月下旬（10月分～12月分）、1月下旬（1月分～3月分）の年3回、本人が指定した銀行口座に振り込みます。（定期採用の例）

3 連帯保証人

連帯保証人を原則2人※立ていただく必要があります。

※ 保護者1人と別の独立した生計を営む成年者1人。

貸付決定後に印鑑登録証明書をご提出いただきます。

（連帯保証人の2人目を立てることができない方で、他の支援制度を利用しても学資を賄うことが困難な場合は、神奈川県教育委員会財務課高校奨学金グループ（電話045-210-8251）にご相談ください。

4 申込方法

① 予約採用（高校等入学前に申込）

(1) 募集案内等 募集内容、申込期間、申込書等は11月ごろに中学校を通じてご案内しますので、担任の先生等にお申出ください。（県ホームページにも掲載）

(2) 提出先 神奈川県教育委員会財務課へ申し込みます。
審査の上、入学前に採用を決定しますが、高校等入学後に改めて願書等を入学した学校に提出していただく必要があります。

(3) 短期臨時奨学金 予約採用された方のうち希望される方は、短期臨時奨学金として、高校入学後の奨学金の一部を前倒して高校入学前の3月下旬に貸付を受けることができます。

② 定期採用（高校等入学後に申込）

(1) 募集案内等 募集案内、願書等は高校等で配付します。（県ホームページにも掲載）
申請手続については、各高校等の担当者にお問い合わせください。

(2) 提出先 学校長の推薦が必要ですので、各高校等を通じて手続をしてください。

(3) 申込期間 定期採用は4月に募集します。各高校等が定める期限までにお申込みください。
※ 募集締切後に貸付けが必要となった方は随時採用にお申込みが可能です。
（随時採用の募集は1月末まで）

5 返還方法

(1) 返還期間等 高校卒業後6か月経過した後から、貸付期間の4倍以内の期間で返還します。
返還方法は、月払い（毎月）、半年分のまとめ払い（毎年7月と12月）または1年分のまとめ払い（毎年12月）。高等学校奨学金は無利息です。

(2) 返還猶予等 大学等へ進学した場合等は申請により返還の猶予が可能です。また、一定の条件を満たした場合に限り、返還が免除になることがあります。

6 問合せ先

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話(045)210-8251(直通)
ホームページ <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>